

植栽管理業務仕様書

1 管理方針

布勢総合運動公園は、スポーツ振興の拠点として、また県民のレクリエーションの場として子どもからお年寄りまで多数の県民に利用されている総合運動公園である。

公園内には、多数の芝生広場や植栽が配置され、各都道府県等の記念植樹も植えられているなど、豊かな緑地景観を利用者に提供しており、良好な維持管理の実施により、憩いと安らぎの空間を創出するために、それぞれの植栽地の目的や利用状況を十分考慮し、利用者に望まれる良好な植栽地の管理を行うことを目的とする。

2 業務場所 別紙

3 維持管理作業

維持管理作業にあたり、作業内容・回数等の目安を示す。

ア 芝生、樹木管理

公園の特色や利用状況を十分考慮した管理を実施し、利用者の満足度を向上させると共に少なくとも現状以上の風致景観とするよう管理すること。

(ア) 芝生管理

a 芝生刈込み（5回／年程度）

芝生の生育等の状況及び利用目的を考慮し、適切な時期に行うこと。

b 芝生除草（適時）

人力除草及び薬剤除草により実施すること。薬剤除草は、雑草の状況を調査し、使用薬剤を決定するとともに、可能な限り使用量を減らすよう努めること。

c 目土かけ（1回／年程度）

芝生の状況を見ながら、適切な時期に必要な場所に行うこと。

目土の砂は、品質を確認し、適当な砂を使用すること。

d 芝生撒水（適時）

芝生の状況を見ながら適切な時期に撒水すること。

e 芝生施肥（1回／年程度）

施肥の時期は、芝生の状況を見ながら、適切な時期行うこと。

f その他

芝生の状況に応じエアレーション等を実施すること。

(イ) 樹木管理

a 剪定（1～2回／年程度）

樹木の剪定・整枝は各樹種の特性を重視し、適正に行うこと。

剪定は樹種に応じ、適時必要な剪定を行うこと。上木で自然樹形が形成され

ているものはその樹形を活かした管理を行うこと。

上木は基本的に成長させることに努め樹形や樹勢を考慮し、強剪定は行わないこと。

イ 樹林地等の管理

樹林地・地被類・法面等は場所に応じて適時必要な管理を行うこと。

ウ 病虫害防除

(ア) 巡回剪定

- a 病虫害の発生時期や習性を把握し、発生期前後に徒歩による巡回をする。
- b 枝葉の陰になっているものなどあるので、目視を十分に行う。
- c 病虫害の発生が認められたときは、捕殺や剪定防除を行う。

(イ) 剪定防除

- a 枝葉についていつ害虫が落下しないように注意深く切り取る。
- b 剪除した枝及び害虫は速やかに処分すること。
- c 病害の剪除に使用した道具類は必ず消毒すること。

(ウ) 薬剤散布

以下の場合には最小限の農薬による防除を行うものとする。

- a 被害が広範囲にわたり存在するなど、捕殺などの方法では防除効果が労力的に明らかに見合わないとき。
- b 毒毛針など人に危害を与える害虫で、捕殺作業に著しい困難を伴うとき。
- c 高所作業などの散布によらないと防除をすることが不可能なとき
- d その他、緊急性が認められるとき。

エ 剪定枝、落ち葉の処分及びリサイクル

落ち葉、刈草等は、堆肥等として、剪定枝等はチップ化等によりマルチング材等として可能な限り再利用に努めること。

オ その他

業務に当たっては、利用者の安全の確保、沿線道路等関係機関と調整・連携等に十分留意の上、実施すること。

4 農薬の使用について

農薬の使用にあたっては、下記の事項を踏まえ実施すること

- (1) 農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日25消安第175号・環水大土発第1304261号）「非食用農作物等の農薬使用による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日17消安第8282号）「非食用農作物等の農薬使用による周辺作物への影響防止について」（平成18年4月28日18消安第1212号）を遵守すること。

- (2) 使用する農薬は、農薬取締役法に基づいて登録された当該防除対象樹木に適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）使用上の注意事項を守って使用する。現地混用は避けること。
- (3) 事前に利用者や周辺住民などに対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分周知を行う。周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、農作物栽培者に連絡すること。
- (4) 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについて十分検討すること。
- (5) 農薬の飛散防止に最大限の配慮をすること。

5 その他

- (1) 造園保守業務の詳細な実施内容、作業面積、作業回数等については、入札参加資格審査に合格した業者のみ、閲覧の期間・場を設け伝える。
- (2) 落札業者は、本件業務の履行務期間中に工区内の樹木（幹周等）や敷地面積等の計測を行う。